

日連 5 第 1200 号
(企 第 32 号)
令和 6 年 1 月 10 日

国税庁長官 住 澤 整 様

日本税理士会連合会
会長 太 田 直 樹

令和 6 年能登半島地震に係る国税の申告期限等の延長等に関する緊急要望書

今月 1 日に発生した「令和 6 年能登半島地震」とこれに引き続き石川・富山両県において頻発している地震活動により、その災害地域は両県にとどまらず、近隣各県においても土砂災害を引き起こすなど甚大な被害となっております。

このような事態について、国税通則法第 11 条に規定する「災害その他やむを得ない理由」に該当するとして、地域及び期日を指定して当該期限を延長する旨が示されたところですが、期日の指定について、交通機関・ライフラインの復旧に相当の時間を要することが予想される被災地の実情から、十分な期間となるよう配慮されることをお願いいたします。

また、令和 6 年 1 月 1 日に生じた災害であるという事情を踏まえ、同様に 1 月に発生した阪神・淡路大震災の際と同様の対応が必要であると考えますので、特別のご配慮をお願いいたします。

災害関連の税制については近年改正が行われ、充実した制度が準備されていますが、これを納税者が理解するためには、税務行政による制度周知が極めて重要となりますので、丁寧な周知活動をよろしくお願いいたします。